

令和7年(ノ)第805号(本案事件:令和6年(ワ)第6605号)

決 定

[Redacted]

原告

同所

原告

上記兩名訴訟代理人弁護士

奈良県北葛城郡広陵町馬見中四丁目2番2

被告

学校法人冬木学園

同代表者理事長

冬木正彦

同訴訟代理人弁護士

[Redacted]

補助参加人

同代表者代表理事

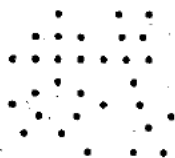
同訴訟代理人弁護士

[Redacted]

補助参加人

同代表者市長

同訴訟代理人弁護士



[Redacted text block]

補 助 参 加 人
同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士

[Redacted text block]

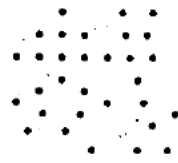
主 文

- 10 1 被告は、原告らに対し、本件損害賠償債務として、[Redacted]円の支払義務
(原告らの連帯債権)があることを認める。
- 2 被告は、原告らに対し、前項の金員を、本決定が確定した日から4週間以内
に、原告ら指定の下記口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は被
告の負担とする。

記

[Redacted text block]

- 20 3 被告は、本件に関する裁判所の判断を重く受け止め、改めて原告らに謝罪の
意を表するとともに、同様の事故の再発防止に向けた取組を今後とも徹底する
ことを誓約する。
- 4 原告、被告及び補助参加人らは、原告と被告及び補助参加人らとの間には、
本件に関し、本決定に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に
25 確認する。
- 5 訴訟費用、補助参加費用及び調停費用は、各自の負担とする。



理由の要旨

第1 事案の概要

1 事案の要旨

被告が設置する大学（以下「被告大学」という。）の教育学部4回生だった亡
5 ■■■■■（以下「本件学生」という。）は、平成28年7月29日、被告大学が
実施した水泳実技実習（以下「本件実習」という。）中に溺水し、同年8月17
日、蘇生後脳症により死亡した（以下、この溺水から死亡までの事象を「本件
事故」という。）。

10 本件は、本件学生の相続人（父母）である原告らが、本件事故について、本
件実習の引率・指導に当たった教員（以下「本件教員」という。）に監視義務違
反があったなどと主張して、被告に対し、不法行為（使用者責任）及び債務不
履行に基づく損害賠償請求をする事案である。

2 主たる争点

- (1) 本件教員の監視義務違反の有無（争点(1)）
- 15 (2) 消滅時効の抗弁の成否（争点(2)）
- (3) 本件学生の過失割合（争点(3)）

第2 当裁判所の判断

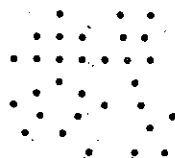
1 認定事実

(1) 本件実習の概要等

20 ア 本件実習は、被告大学が、小学校教員採用試験の実技試験対策を目的と
して、希望者を対象に実施したものである。その内容や安全管理の方法等
については、本件教員に事実上一任されていた。（甲2p22,50）

イ 本件実習の実施場所となったプール（以下「本件プール」という。）は、
25 樞原市が設置・管理する一般に公開された施設であり、本件実習に際して
も、専用使用等の措置は取られなかった（甲2p52,53、乙1p22~24）。

ウ 本件実習には、本件教員1名に対して、本件学生を含む7名の学生が参



加した（以下、本件実習に参加した学生らを「本件学生ら」という。）。本件学生らは、実施場所と申込方法以外の事項については、事前に案内を受けておらず、泳力も受験予定の自治体も一様ではなかった。なお、小学校教員採用試験の水泳実技試験の内容は、詳細は自治体ごとに異なるが、距離としては25mが一般的であるところ、本件学生は、小・中学生の頃に本格的に水泳に取り組んでおり、相当高い泳力を有していた。（甲2 p23,24,71、乙1 p148）

(2) 本件学生の溺水（以下、本項の日付は全て平成28年7月29日である。）

ア 本件教員は、本件実習当日、午前10時頃から25mプールを利用して指導を行っていたが、午前10時30分頃には、混雑を避けるために50mプールに移動した。本件教員は、練習の様子から、本件学生の泳力が相当高いことを認識した。（甲2 p26,27、乙1 p177,178）

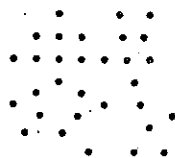
イ 50mプールは、長辺が南北方向の全8コースで、東側の6～8コースは南向き一方通行の競泳用コースとなっており、潜水が禁止されていた。

（甲2 p29~35、乙1 p25,26,116）

ウ 本件教員は、本件学生らに対し、8コースを利用すること、25mだけ泳ぐことを指示し、自身は8コース東側のプールサイドの25m地点に座りながら指導を行った。（甲2 p36,43,44、乙1 p243~245）

エ そうした中、本件学生（当時21歳）は、午前11時14分42秒頃、7コース北端から平泳ぎによる潜水潜行（息継ぎをしないまま水中を移動すること）を開始した。そして、午前11時15分33秒頃には、一度も息継ぎをすることなく50mを泳ぎ切り、コース南端に到着したが、その頃、潜水潜行の継続により過度の低酸素状態に陥ったことで、水中で意識を喪失し、溺水するに至った。（甲2 p37、乙1 p147,243~247,360）

オ 本件学生は、午前11時25分49秒頃、水底に沈んでいるところを巡回監視員に発見され、引き上げられた。（甲2 p40~42,45、乙1 p243、247）



カ なお、本件教員は、本件学生が泳ぎ始めてから巡回監視員に発見されるまで、終始プールサイドに座ったままであり、本件学生が目の前を泳いで通り過ぎたことや長時間水中にいることは認識したものの、特段気に留めることはなかった。(甲2p37~46、乙1p243~247)

5 (3) 被告大学による調査報告書の概要及び作成経過

ア 被告大学は、令和5年9月6日付けで本件事故に関する調査報告書(以下「本件調査報告書」という。)を作成した。(甲2)

イ 本件調査報告書は、橿原市との協議・分担の下、本件事故の原因究明と再発防止策の検討を目的として作成されたものであり、橿原市においても、
10 同年3月27日付けで同趣旨の調査報告書が作成されている。(甲2、乙1)

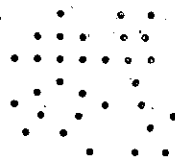
ウ 本件調査報告書の作成過程では、被告大学において、関係者への聴き取り調査、資料の検証等が繰り返し行われたが、この間、原告らは、被告大学に対し、情報公開請求により入手した監視カメラ映像等の資料を提供し、関係機関との連携を促すなど、本件調査報告書の作成作業に協力し、必要
15 な働きかけを行った。

エ 本件調査報告書には、「第7章 本学の事故後対応・遺族対応の問題点」が設けられ、本件事故後の被告大学の対応の遅れ等について、被告大学の反省と原告らに対する謝罪の言葉が記載されている。(本項全体につき甲2
20 p8~21,62~67)

2 争点(1) (本件教員の監視義務違反の有無) について

大学教員は、実技実習によって生ずるおそれのある危険から学生を保護すべき義務を負っているところ、本件教員に対していかなる義務を課すことができるかについては、当該学生の年齢や泳力等に照らして検討する必要がある。

この点、水泳中の事故では、溺水により短時間の内に死亡等の重大な結果が生じ得るという特徴があり、溺水の原因は必ずしも泳力不足に限定されないこと
25 ことからすれば、本件学生の年齢や高い泳力等に照らしても、溺水やこれによっ



て死亡等の重大な結果が発生することに対する予見可能性が否定されるわけではない。そうであれば、本件教員には、監視対象を適宜切り替えつつ、本件学生らに異変が生じていないかを目視その他の方法で監視すべき義務があったというべきである。

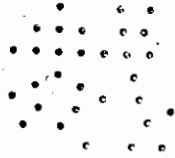
5 しかし、上記認定事実(2)エないしカのとおり、本件教員は、本件学生が目前を泳いで通り過ぎたことや長時間水中にいることを認識していたにもかかわらず、本件学生が潜水潜行を始めてから約11分後に、巡回監視員が水底に沈んでいる本件学生を発見するまで、プールサイドに座ったまま、本件学生の異変に気付かなかったというのであるから、本件教員には上記監視義務を怠った過失ないし注意義務違反があったというべきである。

10 なお、被告は、本件学生が指示に反して50mを泳いだことや危険な潜水潜行をしたことを、本件事故に関する予見可能性ないし責任を否定する事情として主張するが、上記認定事実(2)エないしカによれば、本件教員は、このような本件学生の行動を見逃し又は黙認し、安全を確保するための指導等を何ら行っていないと認められるから、被告の主張する点は、本件教員の義務を軽減すべき事情にはなり得ない。

3 争点(2) (消滅時効の抗弁の成否) について

20 本件は令和6年7月3日に提訴されたが、上記認定事実(3)のとおり、本件事故の発生から本件調査報告書の完成までに7年以上もの歳月を要しており、被告大学自身、同報告書において、事後対応の遅れ等に対する反省と原告らへの謝罪を述べていること、一方、原告らは、同報告書の作成に協力・尽力してきたことなどの事情の下では、原告らに対して、同報告書の作成作業と並行して、当時協力関係にあった被告に対する損害賠償請求訴訟の提起を求めるのは余りにも酷である。そうすると、被告大学が本件において消滅時効を援用することは、信義則に反して許されないというべきである。

4 争点(3) (過失相殺における本件学生の過失割合) について



本件事故（溺水）の原因は、本件学生が自主的に50mを潜水潜行したところにあるところ、潜水という泳法は、本件プールでは禁止されていただけでなく、本件実習の目的に照らしても不適切な行為である。また、本件学生が指示された範囲で行動していれば、溺水した場合にも早期に発見された可能性が高い。
5 本件学生が判断能力を備えた大学4年生であったことも考えれば、その落ち度は軽微とは言い難い。

他方で、本件事故の態様は、水泳の指導における基本的な義務が果たされなかった結果、溺水による死亡という水泳の危険が正に現実化したというものであることに加え、計画段階から安全管理についての意識を全く欠いていたという
10 う本件事故の経緯を見ると、本件教員の過失は重大であり、これとの対比においては、本件学生の過失割合は3割に留まるというべきである。

第3 本決定の趣旨

以上によれば、本件事故について被告に使用者責任又は債務不履行責任があるとの原告らの主張には理由があるというべきであり、被告は損害賠償責任を
15 免れない。

もっとも、本件事故は、既に述べたとおり、本件実習の内容や安全管理の方法等について、本件教員に事実上一任された中で生じたものであるところ、原告らは、本件訴訟を通じて、本件教員個人の落ち度やこれに基づく被告の責任を問うことのみ
20 に固執するわけではなく、被告が本件事故の発生を組織的な課題と認識し、組織として安全管理の方法を追求する姿勢を持つことに強い期待を抱いている。一方、被告としても、本件のような不幸な事故の再発防止を期する点において、原告らと何ら異なるところはない。

そこで、当裁判所は、この決定により、本件事故に関する被告の責任とともに、再発防止に対する被告の覚悟を明らかにすることで、上記のような当事者
25 双方の思いを確認した上、当事者間の債権債務関係を清算することが、紛争解決の在り方として最も望ましいと考えるに至った。主文掲記の事項にとどまら



ず、本件の審理の過程で約束された関係者への顛末の説明や本決定書の被告大学ホームページへの掲載等の取組が、被告において確実に履行されることを切に期待する。

第4 結語

5 よって、当裁判所は、民事調停法17条に基づき、主文のとおり決定する。

令和7年12月23日

大阪地方裁判所第20民事部

裁判長裁判官

10 裁判官

裁判官

